

公益社団法人岡山県緑化推進協会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人岡山県緑化推進協会という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を岡山県岡山市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、森林及び樹木の果たす役割の重要性にかんがみ、森林の整備及び緑化の推進を図るとともにこれらに係る県民の活動を支援することによって、現在及び将来の世代にわたって県民が豊かな緑と水に恵まれた生活を維持することができるよう県土の緑化に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 森林整備等(森林の整備及び緑化の推進並びにこれらに係る国際協力をいう。以下同じ。)の事業
- (2) 森林整備等に関する情報又は資料の収集及び提供
- (3) 森林整備等に関する調査及び研究
- (4) 森林整備等に関する普及啓発
- (5) 森林整備等を行う者に対する助成
- (6) 緑の募金の実施及び緑の募金による寄付金の管理並びに緑の募金による寄付金を用いた次に掲げる事業
 - イ 第1号から第4号までに掲げる事業
 - ロ 森林整備等を行う者又は森林整備等を行う者に対して助成をする者に対して交付金を交付する事業
 - ハ その他イ及びロの事業に附帯する事業
- (7) その他前条の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第5条 この法人を構成する会員は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同し、前条の事業を推進するために入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、前条の事業に協力するために入会した個人又は団体
- (3) 名誉会員 この法人に功労があった者で、総会において推薦された者

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

（入 会）

第6条 正会員又は賛助会員になろうとする者は、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

（会 費）

第7条 正会員及び賛助会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない

（退 会）

第8条 会員は、会長に退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

（除 名）

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するとき（名誉会員にあっては、第2号に該当するとき）は、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

（1）この定款その他の規則に違反したとき。

（2）この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

（3）その他除名すべき正当な事由があるとき。

（会員資格の喪失）

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

（1）第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。

（2）総正会員が同意したとき。

（3）会員が死亡し、又は解散したとき。

（抛出金品の不返還）

第11条 退会し、又は除名された会員が既に納入した会費その他の抛出金品は、返還しない。

第4章 総 会

（構 成）

第12条 総会は、正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

（権 限）

第13条 総会は、次の事項について決議する。

（1）会員の除名

（2）理事及び監事の選任又は解任

（3）貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの付属明細書の承認

（4）定款の変更

（5）解散及び残余財産の処分

（6）その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第14条 通常総会は、毎年2月に開催する。

2 臨時総会は、理事会が必要と認めたとき又は総正会員の5分の1以上もしくは監事から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。

(招 集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 会長は、総会を招集するときは、開催の日の7日前までに、文書をもって総会の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を通知しなければならない。ただし、総会に出席しない正会員が書面によって議決権を行使することができることとする旨を定めた場合には、開催の日の2週間前までに通知しなければならない。

(議 長)

第16条 総会の議長は、その総会において出席正会員のうちから選出する。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第18条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の4分の3以上に当たる多数をもって行う。

(1) 正会員の除名

(2) 理事及び監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散及び残余財産の処分

(5) その他法令で定められた事項

(議決権の代理行使)

第19条 正会員は、代理人によってその議決権を行使することができる。この場合においては、当該正会員又は代理人は、あらかじめ代理権を証明する書面をこの法人に提出しなければならない。

2 前項の代理権の授与は、総会ごとにしなければならない。

3 第1項の規定に基づき代理行使された議決権の数は、出席した正会員の議決権の数に算入する。

(書面による議決権の行使)

第20条 正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面による議決権を行使することができる。この場合においては、当該正会員は、議決権行使書面に必要事項を記載し、総会開催日時の直前の業務終了時までこの法人に提出しなければならない。

2 前項の書面によって行使した議決権の数は、出席した正会員の議決権の数に算入する。

(議事録)

第21条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び出席した正会員又は理事の中から総会において選出された議事録署名人2人以上が、前項の議事録に署名押印する。

第5章 役員等

(役員 の 設置)

第22条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事10名以上13名以内
- (2) 監事2名

- 2 理事のうち1名を会長、2名以内を副会長とする。
- 3 前項の会長を法人法第91条第1項第1号の代表理事とする。

(役員 の 選任)

第23条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 会長及び副会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(補欠 の 役員 の 選任)

第24条 役員の数に欠けるときは、備えて補欠の役員を選任することができる。

- 2 前項の場合には、次に掲げる事項も併せて決定しなければならない。

(1) 当該候補者が補欠の役員である旨

- (2) 同一の役員(2人以上の役員を補欠として選任した場合には、当該2人以上の役員)につき2人以上の補欠の役員を選任するときは、当該補欠の役員相互間の優先順位

- 3 第1項の補欠の役員を選任に係る決議が効力を有する期間は、選任後最初に開催される総会終結の時までとする。

(理事 の 職務 及び 権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 会長は、毎事業年度に4カ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事 の 職務 及び 権限)

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員 の 任期)

第27条 役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。

- 2 補欠として選任された役員任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 役員は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により

退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

(役員解任)

第28条 役員は、総会の決議によって解任することができる。

2 前項の規定により役員を解任しようとするときは、解任の決議を行う総会において、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第29条 役員は、無報酬とする。

(名誉会長)

第30条 この法人に、代表権を有しない任意の機関として、名誉会長を置くこととする。

2 名誉会長は、次の職務を行うことができる。

(1) 総会及び理事会に出席し、この法人の運営に関する意見を述べること。

(2) 儀礼的行為を行うこと。

3 名誉会長は、理事会の決議に基づき選定する。

4 名誉会長は、無報酬とする。

第6章 理事会

(構成)

第31条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 名誉会長、会長及び副会長の選定及び解職

(4) 総会に付議すべき事項の決定

(5) その他総会の議決を要しない業務執行に関する事項の決定

(招集)

第33条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第34条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決議)

第35条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 運営協議会

(設置)

第37条 この法人に、運営協議会を置く。

2 運営協議会は、第4条第6号に掲げる事業に関する重要な事項を調査審議する。

(組織)

第38条 運営協議会は、委員5名以上10名以内で組織する。

2 委員は、森林整備等に関する学識経験を有する者のうちから、会長が任命し、その任期は3年とする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠又は増員により就任した委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(座長)

第39条 運営協議会に座長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 座長は、運営協議会の会務を総括する。

3 運営協議会の議長は、座長がこれに当たる。

4 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、座長があらかじめ指名した委員がその職務を行う。

(会議)

第40条 運営協議会の会議は、会長が招集し、会長の諮問に応じて、第4条第6号に掲げる事業に係る業務の運営方法等について調査審議する。

(委任)

第41条 この章に定めるもののほか、運営協議会の運営について必要な事項は、会長が、運営協議会の意見を聴き、理事会の決議を経て、別に定める。

第8章 資産及び会計

(事業年度)

第42条 この法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終わる。

(資産の構成)

第43条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 財産目録に記載された財産

(2) 会費

(3) 寄付金品

(4) 事業に伴う収入

(5) 資産から生ずる収入

(6) その他の収入

(資産の管理)

第44条 資産は、会長が管理し、その方法は会長が理事会の決議を経て定める。

(事業計画及び収支予算)

第45条 この法人の事業計画書及び収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会

の承認を得なければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類のうち第4条第6号に掲げる事業に係る部分については、理事会の承認を得る前に、運営協議会の意見を聴かななければならない。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 監事は、前項の書類を受領したときは、これを監査し、監査報告書を作成しなければならない。

- 3 会長は、第1項の書類及び前項の監査報告書について、理事会の承認を経て、総会に提出し、第1項第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- 4 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第47条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

- 2 前項の変更に当たり、第4条第6号に掲げる事業に係る部分については、あらかじめ運営協議会の意見を聴かななければならない。

(解散)

第48条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第49条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下「認定法」という。)第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 5 0 条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、認定法第 5 条第 1 7 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 1 0 章 事務局

(設置等)

第 5 1 条 この法人の業務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。

3 職員は、会長が任免する。ただし、重要な職員については、会長が理事会の承認を得て任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を得て、会長が別に定める。

第 1 1 章 公告の方法

(公告の方法)

第 5 2 条 この法人の公告は、主たる事務所に掲示する方法により行う。

第 1 2 章 補 則

(委 任)

第 5 3 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第 1 0 6 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。（注：平成 2 4 年 1 月 4 日設立登記）

2 この法人の最初の代表理事は井手紘一郎とする。

3 整備法第 1 0 6 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第 3 9 条の規定にかかわらず、解散の登記の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

附 則

この定款は、平成 2 5 年 2 月 1 9 日から施行する。（平成 2 5 年 2 月通常総会決議）